

学校感染症の取り扱いについて

学校感染症にかかっている場合、学校において特に予防すべき感染症として、学校保健安全法第18条の規定により登校できません。医師の診断が出た場合「治癒証明書」を作成し、担任まで提出してください。登校許可後での提出でかまいません。提出した生徒は欠席でなく、出席停止扱いとなります。

1、手順

①下記の感染症にかかった場合、本校の担任に電話連絡を入れる。

②医師の許可をもらい登校後、治癒証明書（HPよりダウンロード可）を医師又は保護者が記入して担任に提出（保護者印を忘れずに）

2、感染症の種類（R5.5月～）

	感染症の種類	出席停止期間・説明
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）	治癒するまで（感染症の予防及び感染症の患者に対する法律に基づく）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後五日を経過し、かつ解熱した後、二日を経過するまで ※
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ※
	麻疹（はしか）	解熱した後、三日を経過するまで ※
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ※
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで ※
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで ※
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで※
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	伝染の恐れがないと認められるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸チフス及びパラチフス、コレラ、細菌性赤痢、その他感染症（マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスによる胃腸炎等）	伝染の恐れがないと認められるまで（伝染病のうち、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの）

※ただし、病状により学校医その他の医師において、その伝染病の予防上、支障がないと認めるときはこの限りではない